

令和4年

歯科疾患実態調査必携(案)

厚生労働省

目 次

第1. 調査の概要	1
1. 調査の目的.....	1
2. 調査の対象.....	1
3. 調査の期日.....	1
4. 主な調査事項.....	1
5. 調査の方法.....	1
6. 調査票等.....	2
7. 調査に関する秘密の保持.....	2
8. 調査票等の提出.....	2
9. 結果の集計および公表.....	2
第2. 調査の事前準備	3
1. 調査班の編成.....	3
2. 調査班の打ち合わせ.....	3
3. 調査日時を選定.....	3
4. 調査地区の確認.....	3
5. 調査会場の選定および調査室内の配置.....	3
6. 診査器具材料等の準備.....	4
7. 調査票等の準備.....	4
8. 報告者に対する趣旨の徹底等.....	4
9. 国民生活基礎調査の単位区要図及び単位区別世帯名簿の利用に当たる遵守事項.....	4
第3. 調査の実施および診査基準	5
1. 調査の実施.....	5
2. 診査基準.....	7
第4. 被調査者名簿等の記入要領	12
1. 被調査者名簿の記入方法.....	11
2. 調査票記入上の一般的注意事項.....	14
3. 調査票の記入方法.....	15
4. 調査票の記入例.....	19

(参考資料)

第 1. 調査票等の様式	25
1. 歯科疾患実態調査被調査者名簿（第 1 号様式）	25
2. 歯科疾患実態調査票（第 2 号様式）	26
3. 歯科疾患実態調査送付票（第 3 号様式）	27
4. 歯科疾患実態調査のお願い（第 4 号様式）	28
5. 歯科疾患実態調査早退・遅刻証明書（第 5 号様式）	29
第 2. 別表	30
（別表） 年齢早見表	30

第 1. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020 運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討等、今後の歯科保健医療対策を推進するための次期の目標設定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満 1 歳以上の世帯員を報告者とする。（300 単位区内の満 1 歳以上の世帯員総数は約 15,000 人）。

なお、国民生活基礎調査の報告が得られなかった世帯員については、報告を求めない。

3. 調査の期日

令和 4 年の 11 月又は 12 月中の各保健所が定める任意の 1 日

4. 主な調査事項

- (1) 歯や口の状態
- (2) 歯をみがく頻度
- (3) 歯や口の清掃状況
- (4) 過去 1 年間における歯科検診受診の有無
- (5) 過去 1 年間におけるフッ化物応用の有無
- (6) 矯正治療の経験の有無
- (7) 歯・補綴の状況
- (8) 歯肉の状況

5. 調査の方法

- (1) この調査は、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長に委託して実施する。都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長は、調査対象地区の保健所長の協力を得て、口腔診査に経験の深い歯科医師および診査補助員を調査員に委嘱または任命して実施する。
- (2) 本調査の具体的な実施方法については、事前に調査地区ごとに保健所長および調査員等の間で、十分な打ち合わせを行うとともに、調査地区の歯科関係者の協力を得て本調査を円滑に実施できるように努める。
- (3) 調査対象地区の世帯に対しては、事前に本調査の趣旨、方法等の周知徹底を図り、調査に対する協力体制の確保に配慮する。

6. 調査票等

歯科疾患実態調査票（第2号様式。以下「調査票」という。）は、あらかじめ厚生労働省医政局歯科保健課長から各都道府県、保健所を設置する市、特別区の保健福祉主管部（局）長に送付する。都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）長は、調査地区を管轄する保健所長に、調査票に加えて、歯科疾患実態調査被調査者名簿（第1号様式。以下「被調査者名簿」という。）及び歯科疾患実態調査送付票（第3号様式。以下「送付票」という。）を含めて送付する。

7. 調査に関する秘密の保持

本調査の実施にあたっては、報告者に対して、調査の趣旨等（目的、内容、公表方法等）を説明し、同意を得て行うこと。また、報告者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報保護するものとする。

8. 調査票等の提出

調査員は、調査後直ちに被調査者名簿及び調査票を取りまとめ、被調査者名簿の調査参加の有無と調査票との不一致及び調査票についての記入漏れ等を審査する。

審査終了後、保健所長は、被調査者名簿及び調査票（調査不参加者分を含む）に送付票を添えて、直ちに都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）長に送付する。

都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）の長は送付されてきた調査票をとりまとめ、令和4年12月31日（土）までに厚生労働省医政局歯科保健課長に送付する。

9. 結果の集計および公表

調査結果の集計並びに解析は厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室が行い、集計完了後、令和5年6月を目途に結果概要を、同年11月を目途に結果を公表する。

第2. 調査の事前準備

1. 調査班の編成

- (1) 調査班は、調査地区ごとに保健所長の指導の下に、口腔診査を担当する歯科医師および診査補助員（歯科衛生士又は保健所職員等）（以下、「調査員」という。）をもって編成する。
- (2) 調査班の編成については、最も効率的な方法で行うものとする。

2. 調査班の打合せ

保健所長及び調査員には、あらかじめ歯科疾患実態調査必携を配布し、同必携に基づき調査が円滑に実施されるよう必要に応じ打合せを行う。

特に、調査員は診査基準等をあらかじめよく理解し、診査に誤りのないよう留意するとともに、診査結果が正確で、かつ、効率的に記録されるよう診査の順序、記入する記号等を十分打合せ、診査の際の聞き違い、書き違い等の誤りがないように注意する。

また、前回調査においては、自計項目の回答がなかった地区があったことから、自計項目を調査実施機関に周知するとともに、回答した自計項目により被調査者に気づきを与え、声かけをすることで口腔診査に結びつけるよう調査実施機関に周知する。

本調査は、国民健康・栄養調査と同一の対象者に対して実施している。そのため、自治体や報告者の負担軽減の観点から、国民健康・栄養調査の担当者と協力して実施すること。（これまで、自治体の状況によっては、国民健康・栄養調査（身体状況調査）と同一会場で調査を実施することもあった。）

3. 調査日時の選定

令和4年の11月又は12月中に、調査地区の状況を考慮して、最も受診率を上げる日時を選定する。

4. 調査地区の確認

調査地区は「令和4年歯科疾患実態調査地区名簿」に示した地区である。令和4年国民生活基礎調査の単位区要図に記載された調査範囲を地図上で確認するとともに単位区別世帯名簿を用いて、必ず、調査実施前に現地確認をすること。

5. 調査会場の選定および調査室内の配置

調査会場は、待機スペースも含め、十分な広さが確保でき、適切な感染対策が可能な場所を実施し、調査室内の配置等については次の点に留意する。

- (1) 診査を行う場所は、なるべく明るいところを選ぶこととするが、直射日光が当たる場所を避け、診査中一定の光源を用いることとする。人工光を用いる場合には、なるべく昼光灯を用いることが望ましい。

- (2) 机、光源及び器具等は、効率的に診査ができるように配置し、室内には報告者のための誘導路又は誘導標識を設けるなど、診査が効率的に行われるようにする。
- (3) 他の報告者が調査員のまわりに集まると、光源からの光を遮ったり、記録誤りを生じたりするおそれがあるので、報告者が診査を待つ間の待機場所を設営する。

6. 診査器具材料等準備

歯鏡（デンタルミラー）、WHO プローブ、歯科用探針、ピンセット、脱脂綿、ガーゼ等診査に必要なものおよび消毒器具は不足のないように、あらかじめ準備する。

7. 調査票等の準備

保健所長は調査日までに、あらかじめ被調査者名簿及び調査票を、調査票記入要領の定めるところにより記入、作成する。（詳細は、第4 被調査者名簿等の記入要領を参照）

8. 報告者に対する趣旨の徹底等

調査を円滑に行うために保健所長はあらかじめ調査の趣旨等及び調査日時を報告者に徹底させるとともに、調査当日は歯口清掃を行ってから調査に参加するよう指導する。特に義歯を使用している者は、装着ないし持参して受診するよう徹底を図る。

また、本調査への参加率を向上させるため、本調査の調査員が事前に報告者宅を訪問し、調査の案内が記載されたチラシ等を配布する際に、「調査に参加していただいた方には、口腔内のチェックをして当日結果をお伝えします」等と説明し、本調査への参加勧奨を行う。

9. 国民生活基礎調査の単位区要図及び単位区別世帯名簿の利用に当たる遵守事項

- (1) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、歯科疾患実態調査の目的以外に使用しないこと。
- (2) 単位区要図及び単位区別世帯名簿により知り得た事項が、歯科疾患実態調査関係者以外に漏れないようにすること。
- (3) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、閲覧の場所から持ち出さないこと。
- (4) 単位区別世帯名簿中の「調査員氏名」は転記又は複写しないこと。
- (5) 単位区要図及び単位区別世帯名簿の取扱いは丁寧にし、これを汚損（書き込み等を含む。）しないこと。
- (6) 転記書類等は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しないこと。
- (7) 転記書類等は、使用后直ちに裁断、溶解又は焼却を行うこと。

第3. 調査の実施および診査基準

1. 調査の実施

(1) 調査の実施要領

- ① 対象者は、「被調査者名簿」に記載されている者で、次の年齢区分の者について調査すること。
 - ア. 調査票調査項目(1)～(5)、(7)～(8)……………1歳以上全員
 - イ. 調査票調査項目(6)……………3歳以上全員
 - ウ. 調査票調査項目(7) 根面部のう蝕について……………30歳以上全員
- ② 調査期間中に適当な会場を設けて行うこと。報告者の都合を考慮し、昼間のみでなく、夜間も実施するなど、報告者の脱落を未然に防ぐよう配慮すること。
- ③ 当日来場した報告者に以下の取組を行い、受診勧奨をすること。
 - ・「調査に参加していただいた方には、口腔内のチェックをして、結果をお伝えします」等、説明する。
 - ・調査後ではなく、調査会場入口で謝礼品（歯ブラシ等）を渡し、調査への参加率を高める。
 - ・歯を磨いていないから調査に参加したくないという報告者にも、歯ブラシを渡して歯みがきをしてもらうことで調査への参加勧奨を行う。
- ④ 調査票は、調査会場受付において「被調査者名簿」と照合のうえ、本人に渡し、調査の都度調査者が記録し、最後の調査を終了したところで回収、整理する。
- ⑤ 調査当日、調査会場には以下のものを準備する。

机、椅子、調査票等、返信用封筒、筆記用具、消毒器具、脱脂綿、ガーゼ、消毒薬、ゴミ袋、紙コップ、洗面器、マスク、グローブ、歯鏡（デンタルミラー）、WHO プローブ、歯科用探針、ピンセット等診査に必要なもの及び、体温計等、新型コロナウイルス感染症対策に必要なもの。
- ⑥ 調査票は、次の事項からなっており、調査票記入要領の定めるところにより作成する。
 - ア. 報告者本人が記入する事項
 - イ. 調査者が記入する事項
 - (ア) 調査員が報告者に質問して記入する事項
 - (イ) 調査員が報告者の口腔内診査を実施して、その結果を記入する事項

なお、ア.、イ.（ア）については、報告者の状況により、保護者等が対応しても差し支えない。

（注）調査の実施にあたっては次の点に留意すること。

- ・ 診査に用いる器具等は清潔に取り扱い、特に繰り返し使用する器具は消毒を行う。
- ・ 診査にあたっては、一時的な混雑で性急に診査がされることのないよう注意する。
- ・ 混合歯列においては、永久歯と乳歯を同時に診査することになるので、注意深く診査し、間違いなく記録を行う。
- ・ 歯に付着物が存在し診査が困難と考えられる時は、歯の清掃をするなどしたうえで診査する。また、義歯装着者については、義歯を外してから残根の有無など、十分に注意して診査する。
- ・ インプラントは、判別しにくい場合があるので問診を併せて行うなど、十分に注意して診査する。

（注）感染症対策として次の点に留意すること。

- ・ 密閉空間、密集場所、密集場面という3つの「密」が同時に重なるような場所を生じさせないこと。
- ・ マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染症対策を十分に講じること。
- ・ 時間毎に人数を区切って実施することや導線の工夫により人の接触を最小限にすること。
- ・ 報告者に対して、発熱や咳などの症状がないことを確認すること。

⑧ 国民健康・栄養調査と同日同一会場で実施する場合には、以下の取組も行うこと。

- ・ 国民健康・栄養調査（身体状況調査）において、順番待ち等が発生している場合等に、可能な範囲で、待ち時間の間に本調査の口腔内診査の受診を促すための声かけ、チラシ配布等を行う。
- ・ 来場したものの、国民健康・栄養調査（身体状況調査）のみに参加し、本調査には参加しない報告者に対しては、可能であれば会場において調査票及び返信用封筒を渡し、帰宅後に調査票の自計部分を記入し、郵送により提出することができるようにする。

2. 診査基準

本調査は、次に掲げる基準に従って診査する。

(1) 現在歯

- ① 現在歯は、ア. 健全歯、イ. 未処置歯、ウ. 処置歯の3種に分類する。現在歯とは、歯の全部または一部が口腔に現れているものをいう。
- ② 過剰歯は含めないこととし、癒合歯は1歯として取り扱い、その場合の歯種名は上位歯種名をもってこれにあてる。(例:乳中切歯と乳側切歯の癒合歯は、乳中切歯とする。)
- ③ 現在歯の診査は、視診を原則とするが、十分な照明が得られない等の診査環境の場合には、レジン充填等の確認などに際し、必要があれば歯科用探針^{*}を用いること。

(※) 歯科用探針は、口腔内診査の際の補助的器具として使用し、探針の刃先は鋭利なものでなく、また探針は歯面に対して水平的に動かし、垂直的な圧力を加えて歯面を傷つけないように、注意を払って口腔内診査を行うこととする。

ア. 健全歯

- ・健全歯は、「/」と記入する。
- ・健全歯とは、う蝕あるいは歯科的処置の認められないもの（以下に記す未処置歯及び処置歯の項に該当しないもの）をいう。
- ・咬耗、摩耗、斑状歯、外傷、酸蝕症、発育不全、形態異常、エナメル質形成不全、着色、歯周炎等の歯であっても、それらにう蝕のないものは健全歯とする。
- ・歯質の変化がなく、単に小窩裂溝が黒褐色に着色しているもの、平滑面で表面的に淡褐色の着色を認めるが歯質は透明で滑沢なもの、エナメル質形成不全と考えられるものなどは、すべて健全歯とする。
- ・健全歯のうち、脱灰、再石灰化等に関連し白濁、白斑、着色部が認められる歯は、白濁・白斑・着色歯とする。
- ・白濁・白斑・着色歯にはテトラサイクリン、ニコチン、金属、外来性色素等による着色等は含まないものとする。

イ. 未処置歯

- ・未処置歯は、乳歯、永久歯とも「C」と記入する。
- ・ただし、30歳以上の者は、歯冠部のう蝕と根面部のう蝕をそれぞれ次のおり分類する。

(ア) 歯冠部のう蝕

歯冠部のう蝕については、明らかなう窩、脱灰・浸蝕されたエナメル質、軟化底、軟化壁が探知できる小窩裂溝、平滑面の病変をう蝕とし、「C」と記入する。

(イ) 根面部のう蝕

根面部のう蝕については、病変部に軟化あるいはざらついた感じがあればう蝕とし、「㊸」と記入する。

(ウ) 同一歯において歯冠部と根面部のそれぞれにう蝕を認める場合や、歯冠部から根面部に連続するう蝕は、「C」と「㊸」と併せて記入する。

- ・フッ化ジアンミン銀(サホライド)は、塗布されているが他の処置は行われていない歯は未処置歯とし、「C」と記入する。
- ・残根(歯冠部が喪失し、歯根のみが残っている状態)であって、根面板等の処置が施されていない歯は、未処置歯とし、「C」と記入する。
- ・なお、視診のうえ確認する場合にはWHOプローブを用いる。

ウ. 処置歯

- ・処置歯は、「O」と記入する。
- ・処置歯とは、歯に充填、クラウン等を施しているものをいう。
- ・歯周炎の固定装置、矯正装置、矯正後の保定装置、保隙装置及び骨折治療に用いる整復固定装置(三内式線副子等)の各装置が装着されているのみで、他の処置が行われていない場合は、含まない。
- ・治療が完了していない歯、二次う蝕や他の歯面で未処置う蝕が認められた処置歯は、未処置歯とし、「C」と記入する。
- ・予防填塞(フィッシャー・シーラント)の施してある歯については、可能な限り問診して、う蝕のない歯に填塞を施したものは健全歯とし、「/」と記入するが、明らかにう蝕のあった歯に填塞したものは処置歯とし、「O」と記入する。予防填塞(フィッシャー・シーラント)と処置歯との鑑別を行う場合、一般的に予防填塞はレジン充填に比べ(ア)～(ウ)が多いことを考慮する。
 - (ア) 色調が異なること
 - (イ) 填塞物の辺縁の形態が裂溝状で細く、不揃いなこと
 - (ウ) 填塞物表面の粗ざう感が少ないこと
- ・根面板等を施してある歯は、処置歯とし、「O」と記入する。

(2) 喪失歯

- ① 喪失歯は、「△」と記入する。
- ② 抜去または脱落により喪失した永久歯をいう。ただし、智歯は含めない。
- ③ 乳歯は診査対象としない。

- ④ インプラントは喪失歯とし、埋入部位に「Im」と記入する。インプラントを埋入しているか、必ず口頭にて確認する。
- ⑤ 先天性欠如または何らかの理由で歯を喪失したことが明らかであっても、喪失から時間が経って、スペースが狭くなっている場合については喪失歯に含まない。

(3) 歯・補綴の状況

永久歯の欠損部における補綴物装着の有無を診査する。

- ① 補綴物は、ア. 架工義歯、イ. 部分床義歯、ウ. 全部床義歯に分類する。

ア. 架工義歯

- ・ 架工義歯は範囲を片括弧で囲み、「Br」と記入する。
- ・ 架工義歯については、支台歯を診査する。

イ. 部分床義歯

- ・ 部分床義歯は範囲を片括弧で囲み、「PD」と記入する。

ウ. 全部床義歯

- ・ 全部床義歯は範囲を片括弧で囲み、「FD」と記入する。

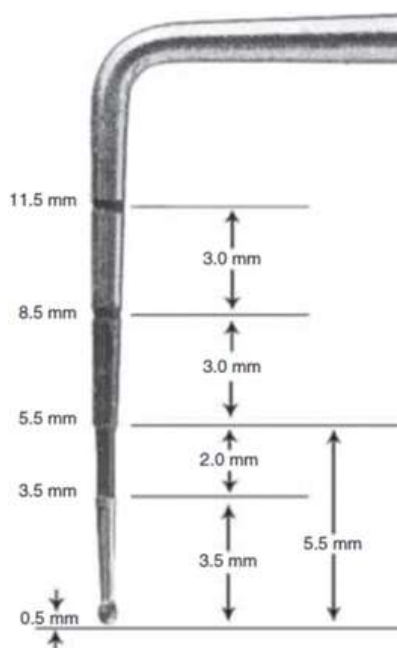
- ③ 一部破損している、あるいは欠損部の状況と一致していないものは装着していないものとする。なお、乳歯の義歯・保隙装置は補綴物に含まない。
- ④ 残根の上に装着された義歯がある場合は、歯の状況と補綴の状況をそれぞれ実態に合わせて記入する。
- ⑤ インプラントの場合、1歯の欠損部位に対して1歯埋入されている場合には「Im」と記入する。ボーンアンカードブリッジ又はオーバーデンチャーなどの多数歯の欠損部位に対して、インプラントが複数本埋入されている場合には、インプラントが埋入されている部位（不明確な場合は近い部位）に「Im」と記入し、補綴部位を片括弧で囲み、その形態に合わせて「Br」、「PD」、「FD」を記入する。

(4) 歯肉の状況

- ・ 永久歯列(下記の6分画)についての各歯の歯肉の状況(20歳未満の場合、第2大臼歯を除外)をWHOのCPI(Community Periodontal Index、地域歯周疾患指数)により、WHOプローブ(図1)を用いて、上顎、下顎とも頬・唇側面(近・遠心・中央)及び舌側面(近・遠心・中央)の6点について診査し、①歯周ポケット(Probing Depth、PD)、②歯肉出血(Bleeding On Probing、BOP)について下記の表より該当するコードを記入する。同顎、同側の第1、第2大臼歯については、両歯のうちより高いコードを記入する。

7 6	1	6 7
7 6	1	6 7

図1 WHOプローブ



- ・ 5～14歳未満の者については、プロービングを行い出血の有無について確認するが、歯周ポケットの深さが4 mm 以上の場合は、歯周ポケットの深さの測定を行わないものとし、歯周ポケット欄に「1」と記入する。
- ・ 対象中切歯の欠損により診査が不能な際は、反対側同名歯を診査する。両側とも欠損している場合、あるいは臼歯部で2歯とも対象歯が欠損している場合には、検査対象外として、該当する代表歯の欄に「×」を記入する。
- ・ プロービングは、WHO プローブ先端の球を歯の表面に沿って滑らせる程度の軽い力（20g）で操作し、遠心の接触点直下から、やさしく上下に動かしながら近心接触点直下まで移動させる。

① 歯周ポケット

歯周ポケットの深さについて、調査票のPD欄に該当するコードを記入する。

コード	所見	判定基準
0	4 mm 未満	プローブの黒い部分が歯肉縁にかかっていない
1	4 mm 以上 6 mm 未満	プローブの黒い部分に歯肉縁が位置する
2	6 mm 以上	プローブの黒い部分が見えなくなる
9	除外歯	プロービングができない歯 (例：根の露出が根尖に及ぶ)
X	該当歯なし	該当する歯がない

② 歯肉出血

プロービング後 10～30 秒以内に出血の有無について該当する、調査票の BOP 欄に該当するコードを記入する。なお、歯石の沈着が認められる場合は、該当する歯のコードを○で囲む。

コード	所見	判定基準
0	出血なし	プロービング後 10～30 秒以内に出血を認めない
1	出血あり	プロービング後 10～30 秒以内に出血を認める
9	除外歯	プロービングができない歯 (例：根の露出が根尖に及ぶ)
X	該当歯なし	該当する歯がない

第4. 被調査者名簿等の記入要領

1. 被調査者名簿の記入方法

- (1) 令和4年歯科疾患実態調査の対象地区の全ての報告者における必要事項①～⑧（点線の枠）は、令和4年国民生活基礎調査単位別世帯名簿を活用して作成する。

第1号様式

令和4年 歯科疾患実態調査被調査者名簿 (/ 枚目)

①	地区番号	②	市郡番号	③	都道府県名	保健所名	
世帯番号	世帯員番号	氏名	性別	年齢	質問紙	口腔内診査	備考
④	⑤	⑥	⑦	⑧			

<p>① 地区番号</p> <p>② 市郡番号</p> <p>③ 都道府県名、保健所名</p> <p>④ 世帯番号</p> <p>⑤ 世帯員番号</p>	<p>国民生活基礎調査の調査地区番号と同一番号の7桁。</p> <p>下記の表に則って記載。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">人口規模等</th> <th style="width: 30%;">市郡番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）、特別区</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>人口15万人以上の市</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>人口5～15万人の市</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>町村（人口規模に関係なく）</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>被調査地区を管轄する都道府県名、及び保健所名。</p> <p>国民生活基礎調査の世帯番号と同一番号の2桁。</p> <p>国民生活基礎調査の世帯員番号と同一番号。</p>	人口規模等	市郡番号	政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）、特別区	1	人口15万人以上の市	2	人口5～15万人の市	3	人口5万人未満の市	4	町村（人口規模に関係なく）	5
人口規模等	市郡番号												
政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）、特別区	1												
人口15万人以上の市	2												
人口5～15万人の市	3												
人口5万人未満の市	4												
町村（人口規模に関係なく）	5												

⑥ 氏名	報告者の氏名。
⑦ 性別	報告者の性別。
⑧ 年齢	報告者の年齢（令和4年11月1日現在）。

（2）記入事項⑨～⑬（下図の点線の枠）は、調査時に記入する。

地区番号				市郡番号	都道府県名	保健所名		
世帯番号	世帯員番号	氏名		性別	年齢	質問紙	口腔内診査	備考
						⑨	⑩	⑪
～（略）～								
⑫	小計		調査実施者数					
⑬	総合計 （最終ページのみ記載）		調査実施者数					

⑨ 質問紙	調査時に記入することとし、歯科疾患実態調査票の調査項目（1）～（4）をすべて回答した者に○をつける。
⑩ 口腔内診査	調査時に記入することとし、歯科疾患実態調査票の調査項目（7）及び（8）の口腔内診査を受診した者に○をつける。
⑪ 備考	調査を依頼したが拒否された場合や、調査の実施が不能であった場合はそれぞれ、「拒否/不能」を記入する。その他、備考があれば記入する。
⑫ 小計	各ページの調査実施者数を記入する。
⑬ 総合計	調査実施者の合計を最終ページのみ記入する。

2. 調査票記入上の一般的注意事項

- (1) 青または黒のボールペンなどではっきり記入し、赤は使わないこと。ただし、「調査票」の調査項目(7)及び(8)欄の記入は鉛筆でも差し支えない。

(7) 歯・補綴の状況

永久歯	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
乳歯																

(右) 乳歯 (左)

永久歯

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上顎

下顎

【歯の状態】
健全歯 / 未萌歯
歯冠部のう蝕: C
根面部のう蝕: □ (16歳以上)
※両方にある場合は、C □ と併記
処置歯: ○ (充填・クラウン等)
喪失歯: △
インプラント: Im (埋入部に記載)

【補綴の状況】
補綴部の範囲と記号を記載
全部床着歯: PD
部分床着歯: PD
単工義歯: Bc

(8) 歯肉の状況(永久歯列)

7-6	1	6-7
2	1	2
3	1	3
4	1	4
5	1	5
6	1	6
7	1	7

①歯肉ポケット(PD)

0: 4mm未満
1: 4mm以上6mm未満
2: 6mm以上
9: 除外歯
X: 該当無し

②歯肉出血(BOP)

0: 出血なし
1: 出血あり
9: 除外歯
X: 該当無し

※歯石がある場合は数字に○口

- (2) 調査項目(1)～(6)欄では該当する数字を○で囲むこと。

(1) 歯や口の状態について気になることはありますか？

1. ない 2. ある

(1-1) (1)で「2.ある」と回答した方に伺います。

気になることとして当てはまるものはどれですか？(複数回答可)

歯の症状 → 1. 痛い 2. 冷たいものや熱いものがしみる

歯ぐきの症状 → 3. 痛い 4. はれている 5. 歯をみがくと血が出る

口の機能 → 6. 噛めないものがある 7. 飲み込みにくい 8. 口がかたく

その他 → 9. 口臭がある 10. その他(具体的に)

(2) 歯をみがく頻度はどれくらいですか？(歯が全くない人は回答不要です。)

毎日みがく (1. 1回 2. 2回 3. 3回以上) 4. とときどきみがく 5. みがかない

(3) (歯ブラシを用いた歯みがきに加えて、)以下の歯や口の清掃を行っていますか？(複数回答可)

1. デンタルフロスや歯間ブラシを使って、歯と歯の間を清掃している

2. 舌を清掃している

3. 行っていない

(4) あなたはこの1年間に歯科検診を受けましたか？(本調査は歯科検診に含みません。)

1. 受けた 2. 受けていない

(以下は問診・問券時に調査員が記入すること)

(5) 過去1年間におけるフッ化物応用の有無(複数回答可)

1. フッ化物塗布 2. フッ化物塗口 3. フッ化物配合歯磨剤の使用 4. ない 5. わからない

(6) 矯正歯科治療の有無(3歳以上の者)

1. 現在、治療を受けている 2. 過去に治療を受けたことがある 3. ない

- (3) 数字の記入は1、2、3……のように算用数字を用いること。
- (4) 誤記の場合の訂正は、次の要領で行うこと。
- ① 記入を誤ったときは、2本の線(=)を引いて消し、その行の上部余白に他の文字(数字)と重ならないように注意して記入すること。修正液等の使用、砂消しゴムの使用、塗りつぶしを行わないこと。ただし、診査事項である(7)及び(8)欄を鉛筆で記入した場合は、調査票を傷めない限り、消しゴムを用いても差し支えない。
 - ② 不動文字を○で囲む欄については、×で消し、正しいものに○をつける。
- (5) 本要領で規定している記入方法または記号以外のものを用いないこと。

3. 調査票の記入方法

調査票の記入事項は、次の3つに分かれている。

- (1) 保健所長があらかじめ記入しておく事項 … 調査票の配布前に記入する。
- (2) 報告者本人が記入する事項 … 調査日以降に記入する。
- (3) 調査者が記入する事項 … 調査日に記入する。


ア. 調査員が報告者に質問して記入する事項

イ. 調査員が報告者の口腔内診査を実施して、その結果を記入する事項

なお、(2)、(3)ア. については、報告者の状況により、保護者等が対応しても差し支えない。

(1) 保健所長があらかじめ記入しておく事項

調査票の次に該当する事項（下図の点線の枠）について、第4調査票記入要領「2 被調査者名簿の記入方法」にて作成した被調査者名簿から転記して作成する。

 <small>統計法に基づく国の統計調査です。調査関係者の秘密の保護に万全を期します。</small> 政府統計	<h2 style="margin: 0;">歯科疾患実態調査票（案）</h2> <p style="margin: 0;">（令和4年11月・12月調査）</p>	<small>厚生労働省</small>
地区番号 <input style="width: 40px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> 世帯番号 <input style="width: 40px;" type="text"/> 性別 <input style="width: 40px;" type="text"/> 1. 男 2. 女 年齢 <input style="width: 40px;" type="text"/> (令和4年11月1日)	市郡番号 <input style="width: 40px;" type="text"/> 世帯員番号 <input style="width: 40px;" type="text"/>	調査日 令和4年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日 都道府県 <input style="width: 100px;" type="text"/>

①地区番号	国民生活基礎調査の調査地区番号と同一番号の7桁。
②市郡番号	本調査の被調査票より転記。
③世帯番号	国民生活基礎調査の世帯番号と同一番号の2桁。
④世帯員番号	国民生活基礎調査の世帯員番号と同一番号。
⑤調査日	あらかじめ定められた調査日。
⑥性別	報告者の性別。
⑦年齢	報告者の年齢（令和4年11月1日現在）。
⑧都道府県名、保健所名	被調査地区を管轄する都道府県名、及び保健所名。

(2) 報告者本人が記入する事項

報告者本人が記入するが、低年齢児等については本人に口頭で質問し調査員又は保護者等が記入しても差し支えない。

② 調査票の調査項目(1)について

(以下の(1)～(4)について、あてはまる番号に○をつけてください。)

(1) 歯や口の状態について気になることはありますか？

1. ない
2. ある

ア. 歯や口の状態について、報告者本人が「1. ない」、「2. ある」のうち、該当する数字を1つだけ○で囲む。

(1-1) (1)で「2. ある」と回答した方に伺います。
気になることとして当てはまるものはどれですか？(複数回答可)

歯の症状 → [1. 痛い 2. 冷たいものや熱いものがしみる]
歯ぐきの症状 → [3. 痛い 4. はれている 5. 歯をみがくと血が出る]
口の機能 → [6. 噛めないものがある 7. 飲み込みにくい 8. 口がかたく]
その他 → [9. 口臭がある 10. その他(具体的に)]

イ. 上記のアで「2. ある」と回答した方は、気になることとして該当する数字1.～10.からすべて○で囲む。

ウ. 10.その他に○をした場合、具体的なものがあれば記入する。

③ 調査票の調査項目(2)について

(2) 歯をみがく頻度はどれくらいですか？(歯が全くない人は回答不要です。)

毎日みがく (1. 1回 2. 2回 3. 3回以上) 4. ときどきみがく 5. みがかない

ア. 歯をみがく頻度について、報告者本人が該当する数字を○で囲む。

イ. 歯が全くない人は回答は不要である。

④ 調査票の調査項目(3)について

(3) (歯ブラシを用いた歯みがきに加えて、)以下の歯や口の清掃を行っていますか？
(複数回答可)

1. デンタルフロスや歯間ブラシを使って、歯と歯の間を清掃している
2. 舌を清掃している
3. 行っていない

ア. 歯や口の清掃について、報告者本人が該当する数字をすべて○で囲む。

⑤ 調査票の調査項目(4)について

(4) あなたはこの1年間に歯科検診を受けましたか？(本調査は歯科検診に含みません。)

1. 受けた 2. 受けていない

ア. 歯科検診について、報告者本人が該当する数字を1つだけ○で囲む。

イ. 本調査で行う口腔内診査は、歯科検診に含まない。

(3) 調査員が記入する事項

① 調査員が報告者に質問して記入する事項

報告者本人が低年齢児等の場合、保護者等に口頭で質問しても差し支えない。

ア. 調査項目(5)について

(5) 過去1年間におけるフッ化物応用の有無(複数回答可)
 1. フッ化物塗布 2. フッ化物洗口 3. フッ化物配合歯磨剤の使用 4. ない 5. わからない

(ア) 過去の1年間におけるフッ化物の応用について、該当する数字をすべて○で囲む。一般的には、フッ素と呼ばれていることもある。

イ. 調査項目(6)について

(6) 矯正歯科治療の経験の有無(3歳以上の者)
 1. 現在、治療を受けている 2. 過去に治療を受けたことがある 3. ない

- (ア) 報告者が3歳以上の場合、矯正歯科治療の経験について、該当する数字を1つ○で囲む。
- (イ) 矯正歯科治療は、「保険適用」の有無を問わない。
- (ウ) 報告者が3歳未満の場合、回答しなくてよい。

② 調査員が報告者の口腔内診査を実施して、その結果を記入する事項

第3調査の実施および診査基準「2診査基準」(○頁)に則って、記入する。

ア. 調査項目(7)について

(7) 歯・補綴の状況

永久歯	上顎															
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
	(右) 乳歯								(左)							
	E D C B A A B C D E								E D C B A A B C D E							
永久歯	下顎															
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

【歯の状況】

健全歯: /

未処置歯: ①

歯冠部のう蝕: C

根面部のう蝕: ◎ (30歳以上)

※両方にある場合は、C ◎ と併記

処置歯: ○(充填・クラウン等)

喪失歯: △

インプラント: Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】

補綴部の範囲と記号を記載

全部床義歯: FD

部分床義歯: PD

架工義歯: Br

②

- (ア) 歯の状況について、それぞれの歯について、該当する事項を記号(右上の①)を用いて記入する。
- (イ) 補綴の状況について、補綴物単位に一括して片括弧でかこみ、該当する事項の記号(右上の②)を空欄(左上の点線枠)内に記入する。
- (ウ) 義歯は1装置につき1つ、記号をつけるものとする。

イ. 調査項目（8）について

(8) 歯肉の状況(永久歯列)

	7-6	1		6-7
BOP				
PD				
PD				
BOP				
	7-6	1		6-7

①歯周ポケット(PD)

- 0: 4mm未満
- 1: 4mm以上6mm未満
- 2: 6mm以上
- 9: 除外歯
- X: 該当なし

(ア) ① 歯周ポケットについて、6分画（左上の点線枠）に該当する事項の数字又は記号（右上の点線の枠）を記入する。

(8) 歯肉の状況(永久歯列)

	7-6	1		6-7
BOP				
PD				
PD				
BOP				
	7-6	1		6-7

②歯肉出血(BOP)

- 0: 出血なし
- 1: 出血あり
- 9: 除外歯
- X: 該当なし

※歯石がある場合は数字に○

(ア) ② 歯肉出血について、6分画（左上の点線枠）に該当する事項の数字又は記号（右上の点線の枠）を記入する。

4. 調査票の記入例

【症例1】35歳

- (1) 6 \neg 、 \neg 6を喪失しており、75 \neg 、 \neg 57を支台歯とする架工義歯である。
- (2) 6 \neg 、 \neg 6は予防填塞がなされており、歯に白斑と着色が認められる。
- (3) 1 \neg 、 \neg 1歯冠部に軽度う蝕を認める。
- (4) プロービング後の歯肉出血は認められない。
- (5) \neg 1に歯石の沈着を認める。

- (1) 6 \neg 、 \neg 6は、喪失歯なので「△」
75 \neg 、 \neg 57は、支台歯なので処置歯「○」
765 \neg 、 \neg 567は、架工義歯（ブリッジ）なので「 Br」
- (2) 6 \neg 、 \neg 6は、う蝕のない予防填塞は健全歯なので「/」
- (3) 1 \neg 、 \neg 1は、歯冠部にう蝕なので「C」
- (4) プロービング後に出血ないので「0」
- (5) \neg 1は歯石沈着しており、歯石は○で囲むので「①」

(6) 歯・補綴の状況

	上顎															
永久歯	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
	/	/	/	/	/	/	C	C	/	/	/	/	/	/	/	/
	(右) 乳歯							(左)								
		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E					
		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E					
永久歯	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
	○	△	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	△	○	
	Br							Br								
	下顎															

【歯の状況】

健全歯：/

未処置歯：
 歯冠部のう蝕：C
 根面部のう蝕：⊙ (30歳以上)
 ※両方にある場合は、C⊙と併記

処置歯：○(充填・クラウン等)

喪失歯：△

インプラント：Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】

補綴部の範囲と記号を記載

全部床義歯：FD

部分床義歯：PD

架工義歯：Br

(7) 歯肉の状況(永久歯列)

	7・6		1	6・7	
BOP	○	○		○	
PD	○	○		○	
PD	○		○	○	
BOP	○		①	○	
	7・6		1	6・7	

①歯周ポケット(PD)

0: 4mm未満

1: 4mm以上6mm未満

2: 6mm以上

9: 除外歯

X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)

0: 出血なし

1: 出血あり

9: 除外歯

X: 該当歯なし

※歯石がある場合は数字に○

【症例2】52歳

- (1) 65┐、┐456を喪失し、パラタルバー応用の部分床義歯を使用している。
- (2) 74┐、┐37は部分床義歯の鉤歯である。
- (3) 5┐、┐3456は喪失し、5┐、┐36に植立したインプラントによる架工義歯。
- (4) 7┐、┐7にプロービング後の出血を認める。
- (5) ┐1の歯肉はプロービング後の出血は認めない。
- (6) 76┐には4mmの歯周ポケット及びプロービング後の出血を認める。

- (1) 65┐、┐456は喪失歯なので「△」
パラタルバー応用部分床義歯 ⇒ 部分床義歯は「┐ PD」
- (2) 74┐、┐37部分床義歯の鉤歯 ⇒ 鉤歯についての記録は不要
- (3) 5┐、┐36はインプラントなので「Im」
┐45は喪失歯なので「△」
┐3456は架工義歯（ブリッジ）なので「┐ Br」
- (4) 7┐、┐7プロービング後の出血ありはBOP欄に「1」と記入
- (5) ┐1プロービング後の出血なしはBOP欄に「0」と記入
- (6) 76┐ 4mmの歯周ポケットは、PD欄に「1」と記入
プロービング後の出血なしはBOP欄に「0」と記入

(6) 歯・補綴の状況

														PD																PD	
永久歯	8	7	△	△	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	△	△	△	/	8	上顎											
															(右) 乳歯		(左)														
														E	D	C	B	A	A	B	C	D	E								
														E	D	C	B	A	A	B	C	D	E								
永久歯	8	7	/	/	Im	/	/	/	/	/	/	/	/	Im	△	△	Im	/	8	下顎											
															(右)		(左)		Br												

【歯の状況】

- 健全歯: /
- 未処置歯: ○
- 歯冠部のう蝕: C
- 根面部のう蝕: ⊙ (30歳以上)
- ※両方にある場合は、C⊙と併記
- 処置歯: ○(充填・クラウン等)
- 喪失歯: △
- インプラント: Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】

- 補綴部の範囲と記号を記載
- 全部床義歯: FD
- 部分床義歯: PD
- 架工義歯: Br

(7) 歯肉の状況(永久歯列)

		7-6		1				6-7			
BOP	/	0	/	0	/	0					
PD	0	0	/	0	0	0					
PD	/		/	0	0	0					
BOP	/		/	0	0	0					
		7-6		1		6-7					

①歯周ポケット(PD)

- 0: 4mm未満
- 1: 4mm以上6mm未満
- 2: 6mm以上
- 9: 除外歯
- X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)

- 0: 出血なし
- 1: 出血あり
- 9: 除外歯
- X: 該当歯なし
- ※歯石がある場合は数字に○

【症例3】64歳

- (1) 65┐、┐56を喪失しており、それぞれ別個の部分床義歯である。
- (2) 3┐に重度歯冠部う蝕が認められる。
- (3) ┐12喪失で21┐、┐3は陶材焼付鑄造冠支台の架工義歯である。
- (4) ┐4、┐6にインレーが装着されている。
- (5) ┐3にレジン前装冠、32┐に歯冠部う蝕、6┐喪失で、同部位に対し75┐金属冠支台架工義歯、
- (6) 7┐、┐167の歯肉にはプロービング後の出血が認められる。
- (7) 7┐、┐7に7mm、1┐に5mmの歯周ポケットを認め、同時にこれらの部位の歯肉にはプロービング後の出血が認められる。

- (1) 65┐、┐56は喪失歯なので「△」、また部分床義歯なので「┐ PD」
- (2) 3┐は歯冠部う蝕なので「C」
- (3) ┐12喪失歯なので「△」、21┐、┐3支台歯なので処置歯「○」
21┐、┐123はブリッジなので「┐ Br」
- (4) ┐4、┐6インレーは処置歯なので「○」
- (5) ┐3にレジン前装冠⇒処置歯「○」、32┐に歯冠部う蝕⇒「C」、6┐喪失歯は「△」で、75┐は「○」、765┐はブリッジなので「┐ Br」
- (6) 7┐、┐7、7┐、┐167プロービング後の出血ありはBOP欄に「1」と記入
- (7) 歯周ポケット7mmはPD欄に「2」、5mmはPD欄に「1」と記入

(6) 歯・補綴の状況

		<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> PD Br PD </div>												上顎			
永久歯	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	
	(右)	乳歯	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	(左)				
永久歯	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	下顎
	┐ Br																

【歯の状況】

健全歯：/

未処置歯：

歯冠部のう蝕：C

根面部のう蝕：◎ (30歳以上)

※両方にある場合は、C◎と併記

処置歯：○(充填・クラウン等)

喪失歯：△

インプラント：Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】

補綴部の範囲と記号を記載

全部床義歯：FD

部分床義歯：PD

架工義歯：Br

(7) 歯肉の状況(永久歯列)

		7・6		1		6・7	
BOP	/	/	/	/	/	/	/
PD	2	1	2	2	2	2	2
PD	0		0	0	0	0	0
BOP	/		/	/	/	/	/
		7・6		1		6・7	

①歯周ポケット(PD)

0: 4mm未満

1: 4mm以上6mm未満

2: 6mm以上

9: 除外歯

X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)

0: 出血なし

1: 出血あり

9: 除外歯

X: 該当歯なし

※歯石がある場合は数字に○

【症例4】81歳

- (1) 上下無歯顎、上顎全部床義歯である。
 (2) 3_上、_上3にインプラントが植立されており、インプラントオーバーデンチャーとなっている。

(1) 無歯顎で、義歯が入っているので処置歯「△」
 全部床義歯なので7 6 5 4 3 2 1_上、_上1 2 3 4 5 6 7は、「 PD」
 無歯顎はプロービングできないので歯肉の状況はすべて「×」

(2) インプラント部分には「Im」
 インプラントオーバーデンチャーは義歯扱い。

(6) 歯・補綴の状況

FD																上顎															
永久歯	8	7	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		8														
(右) 乳歯																(左)															
E D C B A A B C D E																E D C B A A B C D E															
E D C B A A B C D E																E D C B A A B C D E															
永久歯	8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	8														
FD																下顎															

【歯の状況】
 健全歯：/
 未処置歯：
 歯冠部のう蝕：C
 根面部のう蝕：◎ (30歳以上)
 ※両方にある場合は、C◎と併記
 処置歯：○(充填・クラウン等)
 喪失歯：△
 インプラント：Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】
 補綴部の範囲と記号を記載
 全部床義歯：FD
 部分床義歯：PD
 架工義歯：Br

(7) 歯肉の状況(永久歯列)

7・6		1		6・7	
BOP	×	×	×	×	×
PD	×	×	×	×	×
PD	×	×	×	×	×
BOP	×	×	×	×	×
7・6		1		6・7	

①歯周ポケット(PD)

0: 4mm未満
 1: 4mm以上6mm未満
 2: 6mm以上
 9: 除外歯
 X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)

0: 出血なし
 1: 出血あり
 9: 除外歯
 X: 該当歯なし
 ※歯石がある場合は数字に○

【症例5】10歳

- (1) 混合歯列で歯式は6EDC2 1┐、┐1 2DE6、6ED2 1┐、┐1 2DE6である。
E┐、┐Eは軽度う蝕を認める。
(2) 6┐はう蝕はないが、予防填塞がされており着色を認める。
(3) ┐1はプロービング後の歯肉出血を認める。

- (1) 30歳未満なので歯冠・歯根にかかわらず、う蝕は「C」
(2) う蝕がなければ健全歯「/」
(3) プロービング後の出血ありはBOP欄に「1」と記入

(6) 歯・補綴の状況

上顎															
永久歯	8	7	/				/	/	/	/					8
				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
			C	/								/	C		
永久歯	8	7	/				/	/	/	/					8
下顎															

【歯の状況】
健全歯：/
未処置歯：
歯冠部のう蝕：C
根面部のう蝕：⊙ (30歳以上)
※両方にある場合は、C⊙と併記
処置歯：○(充填・クラウン等)
喪失歯：△
インプラント：Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】
補綴部の範囲と記号を記載
全部床義歯：FD
部分床義歯：PD
架工義歯：Br

(7) 歯肉の状況(永久歯列)

	7・6		1	6・7	
BOP	○	○		○	
PD	○	○		○	
PD	○		○	○	
BOP	○		/	○	
	7・6		1	6・7	

①歯周ポケット(PD)
0: 4mm未満
1: 4mm以上6mm未満
2: 6mm以上
9: 除外歯
X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)
0: 出血なし
1: 出血あり
9: 除外歯
X: 該当歯なし
※歯石がある場合は数字に○

【症例6】13歳

- (1) 6[┐]、┐6には4mm以上の歯周ポケットがあり、それ以上のプロービングによる診査を行わなかったことから、詳細な歯周ポケットの深さは不明。
 (2) ┐6の歯肉にはプロービング後の出血が認められる。

- (1) 5~14歳で、4mm以上の歯周ポケットを認める場合、ポケットの深さは測らずにPD欄に「1」と記入する。
 (2) プロービング後の出血ありはBOP欄に「1」と記入

(6) 歯・補綴の状況

永久歯	上顎															
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
	(右) 乳歯								(左)							
		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E					
		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E					
永久歯	下顎															
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

【歯の状況】
 健全歯: /
 未処置歯:
 歯冠部のう蝕: C
 根面部のう蝕: ⊙ (30歳以上)
 ※両方にある場合は、C⊙と併記
 処置歯: ○(充填・クラウン等)
 喪失歯: △
 インプラント: Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】
 補綴部の範囲と記号を記載
 全部床義歯: FD
 部分床義歯: PD
 架工義歯: Br

(7) 歯肉の状況(永久歯列)

	7・6		1		6・7	
BOP	○	○			/	
PD	/	○			/	
PD	○		○	○		
BOP	○		○	○		
	7・6		1		6・7	

①歯周ポケット(PD)

0: 4mm未満
 1: 4mm以上6mm未満
 2: 6mm以上
 9: 除外歯
 X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)

0: 出血なし
 1: 出血あり
 9: 除外歯
 X: 該当歯なし
 ※歯石がある場合は数字に○

(参考資料)

第 1. 調査票等の様式

1. 歯科疾患実態調査被調査者名簿（第 1 号様式）

第1号様式

令和4年 歯科疾患実態調査被調査者名簿 (/ 枚目)

地区番号						市郡番号	都道府県名		保健所名	
					-					
世帯番号	世帯員番号	氏名				性別	年齢	質問紙	口腔内診査	備考
小計							調査実施者数			
総合計 (最終ページのみ記載)							調査実施者数			

2. 歯科疾患実態調査票（第2号様式）

厚生労働省



統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

政府統計

歯科疾患実態調査票（案）

（令和4年11月・12月調査）

地区番号 -

市郡番号

世帯番号

世帯員番号

性別

年齢 (令和4年11月1日)

調査日 令和4年 月 日

都道府県

保健所

(以下の(1)～(4)について、あてはまる番号に○をつけてください。)

(1) 歯や口の状態について気になることはありますか？

1. ない
2. ある

(1-1) (1)で「2.ある」と回答した方に伺います。

気になることとして当てはまるものはどれですか？(複数回答可)

歯の症状 → [1. 痛い 2. 冷たいものや熱いものがしみる]

歯ぐきの症状 → [3. 痛い 4. はれている 5. 歯をみがくと血が出る]

口の機能 → [6. 噛めないものがある 7. 飲み込みにくい 8. 口がかわく]

その他 → [9. 口臭がある 10. その他(具体的に)]

(2) 歯をみがく頻度はどれくらいですか？(歯が全くない人は回答不要です。)

毎日みがく (1. 1回 2. 2回 3. 3回以上) 4. ときどきみがく 5. みがかない

(3) (歯ブラシを用いた歯みがきに加えて、)以下の歯や口の清掃を行っていますか？(複数回答可)

1. デンタルフロスや歯間ブラシを使って、歯と歯の間を清掃している

2. 舌を清掃している

3. 行っていない

(4) あなたはこの1年間に歯科検診を受けましたか？(本調査は歯科検診に含みません。)

1. 受けた 2. 受けていない

(以下は問診・診査時に調査員が記入すること)

(5) 過去1年間におけるフッ化物応用の有無(複数回答可)

1. フッ化物塗布 2. フッ化物洗口 3. フッ化物配合歯磨剤の使用 4. ない 5. わからない

(6) 矯正歯科治療の経験の有無(3歳以上の者)

1. 現在、治療を受けている 2. 過去に治療を受けたことがある 3. ない

(7) 歯・補綴の状況

永久歯		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	上顎
	(右)	乳歯														(左)		
		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E							
		E	D	C	B	A	A	B	C	D	E							
永久歯		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	下顎

【歯の状況】

健全歯: /

未処置歯:

歯冠部のう蝕: C

根面部のう蝕: ◎ (30歳以上)

※両方にある場合は、C ◎ と併記

処置歯: ○(充填・クラウン等)

喪失歯: △

インプラント: Im(埋入部に記載)

【補綴の状況】

補綴部の範囲と記号を記載

全部床義歯: FD

部分床義歯: PD

架工義歯: Br

(8) 歯肉の状況(永久歯列)

	7・6	1	6・7
BOP			
PD			
PD			
BOP			
	7・6	1	6・7

①歯周ポケット(PD)

0: 4mm未満

1: 4mm以上6mm未満

2: 6mm以上

9: 除外歯

X: 該当歯なし

②歯肉出血(BOP)

0: 出血なし

1: 出血あり

9: 除外歯

X: 該当歯なし

※歯石がある場合は数字に○

4. 歯科疾患実態調査のお願い（第4号様式）

本調査の対象となられた皆さま方へ

令和4年 月
厚生労働省

歯科疾患実態調査の実施についてのお願い

厚生労働省では歯科疾患実態調査をおこなうこととなりました。この調査は、皆さま方の歯やお口の状態等を把握し、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料として役立てられているとても大切な調査です。

令和4年 月に行われた国民生活基礎調査の調査地区の中から、あなたのお住まいの地区が選ばれました。

この調査は、あらかじめ配布される調査票に歯やお口の状態について気になることなどをお書きいただくものと、歯やお口の状態について診査等を行うものです。調査に参加していただいた方には、お口のチェックをして当日結果の概要をお伝えします。

調査の結果は、目的以外に使うことはありませんし、法律により秘密は十分に守られます。下記の日時及び場所において実施いたしますので、ご多用のところ恐縮ではございますが、会場までお越しいただきますようお願いいたします。

ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

<調査について>

日 時：令和4年 月 日（ ） 時～ 時
場 所：
問い合わせ先：

5. 歯科疾患実態調査早退・遅刻証明書（第5号様式）

歯科疾患実態調査 早退・遅刻 証明書

住 所 _____

氏 名 _____

今回厚生労働省では、歯科疾患実態調査を全国の300調査地区で実施することとなりました。本県下では、上記の方が居住している区域内の対象者全員について、問診や口腔内診査などの検査を行うことになっております。

上記の方の検診は下記のとおりで、当日早退・遅刻いたしますのでご便宜をおはかりくださるようお願いいたします。

令和4年 月 日

_____ 印

記

月 日 時より 時まで

第2. 別表

(別表) 年齢早見表

11月1日を基礎として記入しましたので、11月2日以降に誕生した人は対応する年号の年齢より1歳引いた年齢になります。

満年齢	元号	西暦	満年齢	元号	西暦	満年齢	元号	西暦
104歳	大正7年	1918	69歳	昭和28年	1953	33歳	昭和64年	1989
103歳	8	1919	68歳	29	1954	平成元年(1989)		
102歳	9	1920	67歳	30	1955	32歳	2	1990
101歳	10	1921	66歳	31	1956	31歳	3	1991
100歳	11	1922	65歳	32	1957	30歳	4	1992
99歳	12	1923	64歳	33	1958	29歳	5	1993
98歳	13	1924	63歳	34	1959	28歳	6	1994
97歳	14	1925	62歳	35	1960	27歳	7	1995
96歳	15	1926	61歳	36	1961	26歳	8	1996
昭和元年(1926)			60歳	37	1962	25歳	9	1997
95歳	2	1927	59歳	38	1963	24歳	10	1998
94歳	3	1928	58歳	39	1964	23歳	11	1999
93歳	4	1929	57歳	40	1965	22歳	12	2000
92歳	5	1930	56歳	41	1966	21歳	13	2001
91歳	6	1931	55歳	42	1967	20歳	14	2002
90歳	7	1932	54歳	43	1968	19歳	15	2003
89歳	8	1933	53歳	44	1969	18歳	16	2004
88歳	9	1934	52歳	45	1970	17歳	17	2005
87歳	10	1935	51歳	46	1971	16歳	18	2006
86歳	11	1936	50歳	47	1972	15歳	19	2007
85歳	12	1937	49歳	48	1973	14歳	20	2008
84歳	13	1938	48歳	49	1974	13歳	21	2009
83歳	14	1939	47歳	50	1975	12歳	22	2010
82歳	15	1940	46歳	51	1976	11歳	23	2011
81歳	16	1941	45歳	52	1977	10歳	24	2012
80歳	17	1942	44歳	53	1978	9歳	25	2013
79歳	18	1943	43歳	54	1979	8歳	26	2014
78歳	19	1944	42歳	55	1980	7歳	27	2015
77歳	20	1945	41歳	56	1981	6歳	28	2016
76歳	21	1946	40歳	57	1982	5歳	29	2017
75歳	22	1947	39歳	58	1983	4歳	30	2018
74歳	23	1948	38歳	59	1984	3歳	31	2019
73歳	24	1949	37歳	60	1985	令和元年(2019)		
72歳	25	1950	36歳	61	1986	2歳	2	2020
71歳	26	1951	35歳	62	1987	1歳	3	2021
70歳	27	1952	34歳	63	1988	0歳	4	2022